

林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 15 号

林業開発資金に関する損失補償条例を廃止する条例

林業開発資金に関する損失補償条例（昭和 39 年岩手県条例第 76 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。